

平成26年12月16日

学生及び教職員各位

大学院総合文化研究科長

駒場キャンパスの放置自転車等の廃棄処分について

平素より皆様には構内交通にご理解とご協力を頂き、ありがとうございます。
駒場キャンパスの放置自転車等について、廃棄処分を下記のとおり実施します
のでお知らせします。

記

1. 警告書の取り付け

大学に登録されていない無許可の放置自転車等について、
12月9日（火）に警告書（黄色）を取り付けました。

2. 告知期間

上記警告書は、取り付け後、約2週間の猶予期間（12月26日まで）
を設け、その間に自転車等の所有者に取り外させて、所有している旨を
明らかにします。

なお、所有者は、速やかに登録申請を行ってください。

申請先：学部学生・大学院学生は、学生支援課学生支援係

（アドミニストレーション棟1階 03-5454-6074）

教職員等は、総務課総務係

（アドミニストレーション棟2階 03-5454-6893）

3. 保管期間

2週間を経過してもなお警告書が付いている自転車等は、所有者が
いないものとして廃棄処分の作業対象とし、その後、約1ヶ月間
（1月23日まで）を保管期間とします。

4. 廃棄処分

保管期間を終了し、廃棄処分が決定した自転車等は、所定の手続きを
経た後、大学が一括して処分します。

5. 問い合わせ先

本件については、正門守衛室（03-5454-6666）にお問い合わせください。